

○廿日市市競争入札参加資格承継承認事務取扱要綱

平成24年10月1日

告示第223号

改正 令和元年6月25日告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務、物品の販売、製造請負、買受け並びに役務提供に係る入札参加資格の承継及びその承認の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格 建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務、物品の販売、製造請負、買受け並びに役務提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格をいう。
- (2) 承継 入札参加資格の認定を受けている者が、当該認定を受けている入札参加資格の内容を変更せずに他の者に承継させることをいう。
- (3) 資格要件 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により入札参加資格として定めた要件をいう。
- (4) 承継人 入札参加資格の承継を受けようとする者をいう。
- (5) 被承継人 承継人に対し、入札参加資格を承継させる者をいう。

(承継承認の基本的要件)

第3条 入札参加資格の承継は、原則として、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 承継を希望する入札参加資格に係る営業の一切が被承継人から承継人へ移転したと認められること。
- (2) 承継の承認を申請する時点において、承継人が承継を希望する入札参加資格に係る資格要件（承継の承認を申請する時点における直近の告示により定

めたものとする。)を満たしていること。

(3) 承継を希望する入札参加資格の資格要件について、法令の規定による許可又は登録(以下「許可等」という。)を受けていることが条件である場合には、営業の移転に際し、当該入札参加資格の被承継人の許可等の効力がなくなる以前において承継人が当該許可等を受けていること。

(4) 営業の移転により、承継人の経営状況等に関し、承継を希望する入札参加資格の点数及び格付けを下方又は下位の等級に変更させるような影響が認められないこと。

(承継の申請手続)

第4条 入札参加資格の承継を申請しようとする承継人及び被承継人は、前条各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第1号から第3号までに掲げる書類に、第4号から第7号までに掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付して提出しなければならない。ただし、建設業において許可番号の引継ぎが認められる許可を取得している場合は、承継の承認手続を要せず、資格者名簿の変更届により処理するものとする。

(1) 競争入札参加資格承継承認申請書(別記様式第1号。以下「競争入札参加資格承継承認申請書」という。)

(2) 承継を受けようとする入札参加資格に係る承継人の資格審査申請書(第4号から第7号までに掲げる書類と重複する場合は、省略することができる。)

(3) 承継を希望する入札参加資格の一部(建設工事の場合は業種ごと、測量及び建設コンサルタント等業務の場合は部門ごと、物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供の場合は品目ごと)について承継人が資格要件を満たさないものがある場合は、当該資格の一部に係る廃業等の届出書

(4) 入札参加資格を有する者が営業譲渡又は会社分割により、その営業を一体として譲渡し、又は承継させ、当該営業を譲渡し、又は承継した者(以下この号において「譲受人」という。)が当該入札参加資格を有する者(以下この号において「譲渡人」という。)の当該営業に係る入札参加資格の地位を承継

しようとする場合

ア 営業譲渡契約書又は会社分割契約書の写し

イ 譲受人及び譲渡人に係る営業譲渡契約又は会社分割契約を承認決議した株主総会の議事録の写し

ウ 譲受人に係る定款

エ 譲受人及び譲渡人に係る公正取引委員会への届出の受理書の写し（公正取引委員会への届出が必要な場合に限る）

オ 譲受人に係る承継を希望する業務に関する許可（登録）証明書

カ 譲受人に係る登記事項証明書

キ 譲受人に係る代表者の印鑑証明書

ク 譲渡人に係る許可（登録）取消通知書の写し又は廃業届（官公庁の受付印のあるもの）の写し等承継に係る営業を廃止したことを証するもの

ケ 建設工事の場合には、譲渡人の直近の経営事項審査の総合評定値通知書の写し。測量及び建設コンサルタント等業務並びに物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供の場合には、譲渡人の直近の決算書の写し

(5) 入札参加資格を有する会社が合併により消滅し、合併後存続する会社（以下この号において「存続会社」という。）が当該消滅した会社（以下この号において「被存続会社」という。）の入札参加資格の地位を承継しようとする場合

ア 合併契約書の写し

イ 存続会社及び被存続会社に係る合併契約を承認決議した株主総会の議事録の写し

ウ 存続会社に係る変更後の定款

エ 存続会社及び被存続会社に係る公正取引委員会への届出の受理書の写し（公正取引委員会への届出が必要な場合に限る）

オ 存続会社に係る承継を希望する業務に関する許可（登録）証明書

カ 存続会社に係る合併後の登記事項証明書

キ 存続会社に係る合併後の印鑑証明書

ク 被存続会社に係る許可（登録）取消通知書の写し又は廃業届（官公庁の受付印のあるもの）の写し等承継に係る営業を廃止したことを証するもの

ケ 建設工事の場合には、被存続会社の直近の経営事項審査の総合評定値通知書の写し。測量及び建設コンサルタント等業務並びに物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供の場合には、被存続会社の直近の決算書の写し

(6) 測量及び建設コンサルタント等の業務に係る入札参加資格を有する個人が死亡し、相続により、その者が営業のために使用していた財産の全てを相続した者（以下この号において「相続人」という。）が当該入札参加資格を有していた個人（以下この号において「被相続人」という。）の地位を承継しようとする場合

ア 相続人及び被相続人に係る戸籍謄本

イ 被相続人に係る引継直前（前事業主の死亡日）までの仮決算書

ウ 相続人に係る引継時の賃借対照表

エ 相続人の同意書（営業権の相続同意）

オ 相続人に係る承継を希望する業務に関する登録証明書

カ 被相続人に係る登録取消通知書の写し又は承継に係る営業を廃止したことを証するもの

(7) 測量及び建設コンサルタント等の業務に係る入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産の全てを提供して設立した会社（以下この号において「新設法人」という。）が当該入札参加資格を有していた個人（以下この号において「廃業する個人」という。）の当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合

ア 移転財産に関する引継書の写し

イ 廃業する個人に係る法人設立直前日までの前事業主の仮決算書

ウ 新設法人に係る法人開始時の賃借対照表

エ 新設法人に係る法人承継を希望する業務に関する登録証明書

オ 新設法人に係る法人定款

カ 新設法人に係る法人印鑑証明書

キ 廃業する個人に係る登録取消通知書の写し又は承継に係る営業を廃止したことを証するもの

(承継の承認)

第5条 競争入札参加資格承継承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、適正であると判断された場合には、廿日市市競争入札参加資格の承継について(別記様式第2号)により承継人に承継を承認した旨を通知するものとする。

2 前項の規定による審査に当たっては、必要に応じ営業の移転に至った理由、経緯等について説明を求め、資料の提出を求めることができるものとする。

3 第1項の規定による承継の承認の通知に当たっては、各発注機関への周知等、発注事務上必要のある場合には、承継の効力を生じる日を予め指定することができるものとする。

(資格者名簿上の取扱い)

第6条 入札参加資格の承継を承認した場合には、資格者名簿の所要の変更を行うものとする。

2 点数及び点数による格付けがあるものについては、そのまま引き継ぐものとする。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月25日告示第26号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

承継承認の例示

1 承継を認める場合の例示

承継を認める場合としては、次に掲げる場合が該当する。ただし、第2条の基本的要件に全て該当する場合に限る。

- (1) 入札参加資格を有する者が営業譲渡又は会社分割により、その営業を一体として譲渡し又は承継させ、当該営業を譲渡又は承継した者が当該営業に係る入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (2) 入札参加資格を有する会社が合併により消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (3) 測量及び建設コンサルタント等業務、物品の販売、製造請負、買受け、役務提供競争入札参加資格を有する個人が死亡し、相続により、その者が営業のために使用していた財産の全てを相続した相続人が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (4) 測量及び建設コンサルタント等業務、物品の販売、製造請負、買受け、役務提供業務競争入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産の全てを提供して設立した会社が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (5) 前各号に類する場合

2 承継を認めない場合の例示

次に掲げる場合は、第2条の基本的要件に該当しないものとして、承継は認められない。

- (1) 例えば、建設業において、土木一式工事と建築一式工事を併業する者から、土木一式工事の営業のみを譲渡された場合で、土木一式工事の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (2) いわゆる「暖簾分け」により入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (3) 前条第3号に該当する場合で、承継の承継申請時期が、前事業主が死亡した日の翌日から起算して5か月を経過しているとき
- (4) 前条第4号に該当する場合で、承継の承認申請時期が、承継人が法務局に法人設立登記をした日の翌日から起算して5か月を経過しているとき

(別記)

様式第 1 号 (第 4 条関係)

競争入札参加資格承継承認申請書

年 月 日

廿 日 市 市長 様

承 継 人 所在地
商号
代表者 ⑩
被承継人 所在地
商号
代表者 ⑩

次のとおり競争入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

①被承継人の許可番号・登録番号		
②承継人の許可番号・登録番号		
③承継人の許可（登録）の種類		
④承継した 営業の種類	建設工事	
	測量及び建設コンサルタント等業務	
	物品の販売、製造請負、買受け、役務提供	
⑤資 格 承 継 理 由 (営業の移転に至った経緯)		

- 注 1 様式中の登録番号とは、入札参加資格の登録番号を示す。
- 2 ③の欄は建設業については、建設業許可の区分・業種、測量及び建設コンサルタント業務、物品の販売、製造請負、買受け、役務提供については、資格要件となっている登録の内容を記入すること。
- 3 ⑤の欄には、資格承継の原因となる営業の移転理由について、移転の形態（営業譲渡、合併等）及び移転に至った経営上の経緯を含め、具体的に記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第5条関係）

（元号） 年 月 日

承継人 （所在地）
（商号又は名称） 様

廿 日 市 市 長

廿日市市競争入札参加資格の承継について（通知）

（元号） 年 月 日付けで申請のあった〇〇〇〇〇の有する（元号）〇
〇・〇〇年度廿日市市建設工事（測量及び建設コンサルタント等業務、物品の販売、
製造請負、買受け、役務提供）競争入札参加資格を、貴社が承継することについては、
（元号）〇〇年〇〇月〇〇日付で承認します。

承継する建設工事の種類 〇〇〇〇
（承継する希望業務の種類）

廿日市市発注工事に係る見積、入札及び契約の締結について委任を受けた営業所
（営業所名） 〇〇〇〇
業 種 〇〇〇〇

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。